

○厚生労働省令第百七十八号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び附則第七条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月十六日

厚生労働大臣 後藤 茂之

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後		(傍線部分は改正部分)	
附 則		附 則	
第十八条 法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合には、第四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の予防接種済証には、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る予防接種に関する次に掲げる事項を記載するものとする。		第十八条 法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合には、第四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の予防接種済証には、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る予防接種に関する次に掲げる事項を記載するものとする。	
一・二 （略）		一・二 （略）	
三 被接種者が予防接種を受けた期日		三 被接種者が予防接種を受けた期日及び場所	
四・五 （略）		四・五 （略）	

様式第三を次のように改める。



様式第三（附則第十八条の二関係）

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 Vaccination Certificate of COVID-19

姓(旧姓)(別姓) 名(別名)

[Surname(Former surname)(Alternative surname) Given name(Alternative given name)]

生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)

国籍・地域 [Nationality/Region]

旅券番号 [Passport Number]

接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製品名 [Product Name]	製造番号 [Lot Number]	接種国 [Country of Vaccination]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]

日本国厚生労働大臣

[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier] 証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD)

備考 不要の文字は抹消して用いること

(予防接種実施規則の一部改正)

第二条 予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種) 第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種〔次項及び次条において「初回接種」という。〕は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一 三 (略) 2 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種〔次条第一項に規定する追加接種を除く。〕を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であつて、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。 (新型コロナウイルス感染症の予防接種の追加接種) 第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の追加接種は、一・八ミリリットルの生食塩液で希釈した前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする。 2 前項の追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であつて、前条に規定する注射に相当するものについては、当該注射を初回接種とみなす。	附 則 (新型コロナウイルス感染症の予防接種の方法) 第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一 三 (略) 2 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他同項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であつて、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法で接種を行うことができる。 (新設)

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和三年十二月一日から施行する。

（様式に係る経過措置）

2 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の予防接種法施行規則様式第三により使用されている書類は、同条の規定による改正後の同令様式第三によるものとみなす。